平成２２年（フ）第５５０号
栃木県日光市板橋945番地11
債務者　星野　有里
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５１号
栃木県那須塩原市上塩原282番地２、前住所栃木県那須塩原市西三島２丁目170番地26サンライズ・アベニュー201号
債務者　阿部　隆洋
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2815番地４エムユリーカ202
債務者　神崎　　朗
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第７５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2815番地４エムユリーカ202
債務者　神崎さゆり
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１７９号
静岡県富士市岩本217番地の１　リバティ岩本Ｂ―101号
債務者　小林　史絵
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５６３号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番７号　県営若草住宅７号棟４号室
債務者　橋本　宮子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７１号
栃木県宇都宮市桜４丁目６番２号　藤ハイツ桜107、前住所栃木県宇都宮市松原３丁目８番34号
債務者　橋本　昭三
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１００号
横浜市泉区上飯田町4663番地１　ライオンズマンション相鉄いずみ野306号
債務者　小又　俊子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１１８号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目14番地の４　高谷荘102
債務者　上村紀世子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５４号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3532番地６
債務者　篠原　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５６号
栃木県那須烏山市中央１丁目18番46号、前住所栃木県宇都宮市弥生１丁目10番13号　くれよんハウス95―№.１―103号
債務者　阿久津博範
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５７号
栃木県真岡市寺内1562番地３
債務者　鈴木　町子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６７号
栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目２番12号　コーポ新田Ｂ103号、前住所栃木県宇都宮市富士見町３番６号　富士見市営住宅６号棟141号室
債務者　池田かほり
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４９号
東京都羽村市川崎１丁目７番９号
債務者　平山　正男
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０５３号
東京都町田市森野５丁目11番17号ベレオ森野103
債務者　落合由香里
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部